

令和 7 年 6 月 3 0 日
こども未来部保育支援課

「保育所等における継続的な経営情報の見える化」への対応について

1 概要

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が公布され、保育所等における継続的な経営情報の見える化の制度が令和 7 年 4 月 1 日から施行された。

本制度の開始により、施設・事業者は保育所等の経営情報を都道府県知事に報告することが求められるとともに、都道府県知事には施設・事業者から報告された経営情報を公表すること等が求められている。

経営情報の報告時期は、事業年度終了後 5 月以内となっているため、区内の施設・事業者が適切に報告できるよう、速やかに対応していく。

2 制度内容

(1) 目的

- ・ 保育士等の処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた、公定価格の改善を図ること
- ・ 行政機関において、保育の現状や実態に対する国民の正確な理解の促進や、経営情報の分析を踏まえた保育政策の企画・立案等を実現すること
- ・ 保護者や保育士等の求職者の意思決定の支援や、施設・事業者の経営分析や改善の促進等、幅広い関係者にとっての波及的効果も期待できること

(2) 報告の対象となる施設・事業者

子ども・子育て支援法に基づく、施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者（認可保育園、認定こども園、小規模保育等）。

(3) 報告内容

- ・ 施設等の名称、所在地その他の基本情報に関する事項
- ・ 施設等の収益及び費用に関する事項
- ・ 施設等の職員の人員数に関する事項
- ・ 施設等の職員の給与等に関する事項
- ・ その他都道府県知事が必要と認める事項

(4) 報告時期・報告方法

事業年度終了後 5 月以内に、施設・事業者から都道府県知事に報告(※)し、各自治体による確認等を踏まえ、都道府県知事が公表する。

なお、上記の報告、確認及び公表は、「子ども・子育て支援情報公表システム」（通称「ここ de サーチ」）を活用して実施する。

※事業年度が令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月末日までの場合、同年 8 月末日までに報告

3 本区の対応

区内の施設・事業者が適切に経営情報を報告できるよう、東京都と連携し、引き続き説明会を開催するなど、周知・案内を徹底していく。

また、区内の施設・事業者から報告される内容について、区において適切に確認を実施していく。